

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 規則 一 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則
- 訓令 一 特別の資格又は職名を有する職員に関する規程の一部を改正する訓令
- 福島県企業局 二 福島県企業局組織規程の一部を改正する規程
- 二 福島県企業局外務規程の一部を改正する規程
- 三 福島県企業職員の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する規程
- 三 福島県企業職員人事評価実施規程の一部を改正する規程
- 福島県教育委員会 四 福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令
- 四 福島県教育委員会の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令
- 四 福島県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

## 規 則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十六日

福島県知事 内堀雅雄

### 福島県規則第六号

#### 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のよう

に改正する。

別表第二の一の表福島県営蓬萊団地の項中「十七号棟」の下に、「十八号棟の一号室、五号室から七号室まで、九号室、十号室、十二号室から十五号室まで、十七号室から二十号室まで、二十七号室から三十一号室まで、三十七号室、三十九号室及び四十号室、十九号棟」を、「二十六号室まで」の下に、「十八号棟の二号室から四号室まで、八号室、十一号室、十六号室、二十一号室から二十六号室まで、三十二号室から三十六号室まで及び三十八号室」を加え、同表福島県営柴宮団地の項中「四十六号棟」の下に「一号室、二号室、五号室、七号室から九号室まで、十一号室、十三号室、十六号室、二十一号室及び三十号室」を加え、「四十七号棟の五号室、六号室」を「四十七号棟の五号室」に改め、「二十八号室及び三十号室」の下に、「四十六号棟の三号室、四号室、六号室、十号室、十二号室、十四号室、十五号室、十七号室から二十号室まで、二十二号室から二十九号室まで」を、「から四号室まで」の下に、「六号室」を加え、同表福島県営松風の里団地の項中「十一号室から十三号室まで、二十一号室、二十二号室、二十四号室から二十六号室まで」を「十三号室」に、「十号室まで、十四号室から二十号室まで、二十三号室及び二十七号室」を「十二号室まで及び十四号室」に改め、同表福島県営白虎団地の項中「一〇・八九」を「一一・〇〇」に改め、同表福島県営小野団地の項中「一〇・八七」を「一〇・八六」に改め、同表福島県営高坂団地の項中「三号棟」を「から四号棟」に改め、「四号棟」を削り、同表福島県営八幡小路団地の項中「一〇・九五」を「一〇・九四」に改める。

別表第四福島県営荒井団地の項中「一〇・九一〇三」を「一〇・九〇六四」に、「一〇・九一四二」を「一〇・九一〇三」に改める。

### 附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（建築住宅課）

## 訓 令

### 福島県訓令第一号

本庁機関  
出先機関

特別の資格又は職名を有する職員に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月十六日

福島県知事 内堀雅雄

#### 特別の資格又は職名を有する職員に関する規程の一部を改正する訓令

特別の資格又は職名を有する職員に関する規程（平成十年福島県訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(家畜防疫員及び評価人の任命) 第十四条 (略) 2 家畜保健衛生所長の職にある職員は、家畜伝染病予防法第五十八条第五項の評価人とする。</p>	<p>(家畜防疫員及び評価人の任命) 第十四条 (略) 2 家畜保健衛生所長の職にある職員は、家畜伝染病予防法第五十八条第四項の評価人とする。</p>

附 則  
この訓令は、令和三年三月十六日から施行する。

(人事課)

福島県企業局

福島県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月16日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第1号

福島県企業局組織規程の一部を改正する規程

福島県企業局組織規程（昭和44年福島県企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

- 第2条中「経営・販売課」を「企業総務課」に改める。
- 第3条第2項の表分掌事務の欄中4を削り、5を4とする。
- 第4条中「経営・販売課」を「企業総務課」に改める。
- 第5条を削り、第6条を第5条とする。
- 第7条中「及び第5条」を削り、同条を第6条とする。
- 附則第2項中「、第5条及び第7条」を「及び第6条」に改める。
- 別表中「第7条」を「第6条」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経営・販売課)

福島県企業局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月16日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第2号

福島県企業局処務規程の一部を改正する規程

福島県企業局処務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

- 「経営・販売課長」を「企業総務課長」に改める。
- 別表第1の備考中2を削る。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経営・販売課)

福島県企業職員の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月16日

福島県知事 内 堀 雅 雄

**福島県企業局管理規程第3号**

**福島県企業職員の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する規程**

福島県企業職員の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程（平成28年福島県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「、第5条及び第7条」を「及び第6条」に改める。

別表第1中「本局の課の課長 販売推進担当課長」を「本局の課の課長」に改める。

**附 則**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経営・販売課)

福島県企業職員人事評価実施規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月16日

福島県知事 内 堀 雅 雄

**福島県企業局管理規程第4号**

**福島県企業職員人事評価実施規程の一部を改正する規程**

福島県企業職員人事評価実施規程（平成28年福島県企業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第13条中「経営・販売課」を「企業総務課」に改める。

**附 則**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経営・販売課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会訓令第一号

教育委員会 教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関  
に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月十六日

福島県教育委員会

福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成元年福島県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。  
第二条中、「福島県立博物館及び福島県自然の家」を「及び福島県立博物館」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

（職員課）

福島県教育委員会訓令第二号

教育委員会 教育委員会の所管に属する教育機関  
に勤務する職員の標準的職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月十六日

福島県教育委員会

福島県教育委員会の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令

福島県教育委員会の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程（平成二十八年福島県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。  
第二条第一項第二号中、「福島県自然の家組織規則（平成二十一年福島県教育委員会規則第九号）第二条から第五条まで」を削る。

別表第一の二の表中「特別支援教育センター所長 自然の家所長」を「特別支援教育センター所長」に、「博物館事務長 自然の家次長」を「博物館事務長」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

（職員課）

福島県教育委員会訓令第三号

教育委員会 教育委員会の所管に属する教育機関  
に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月十六日

福島県教育委員会

福島県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

福島県教育委員会職員安全衛生管理規程（昭和六十一年福島県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。  
第二条第一号中「美術館、博物館及び自然の家」を「美術館及び博物館」に改め、同条第四号中「美術館、博物館及び自然の家の長」を「美術館及び博物館の長」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

（福利課）